

議案第 13 号

橋本市地場産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する
条例について

橋本市地場産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地場産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市地場産業振興センター設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 187 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分
分は、次の表の中太線の部分である。

改正後		改正前	
別表(第 10 条、第 15 条関係)		別表(第 10 条、第 15 条関係)	
1 階展示室	略	1 階展示室	略
		2 階大会議室	2 階小会議室
		1 時間当たり	1 時間当たり
		477 円	381 円
※ 略		※ 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。